

自立支援医療費（精神通院）指定医療機関 担当者様
（病院・クリニック関係）

岡山県精神保健福祉センター

自立支援医療費（精神通院医療）受給者証に係る有効期間の延長措置の終了について

新型コロナウイルス感染症への対応のため、自立支援医療費（精神通院医療）受給者証について、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する受給者を対象に、有効期間を1年間延長しているところですが、令和3年3月1日以降に有効期間が満了する受給者については、有効期間の延長は行わず通常の手続となりますので、診断書の作成等に当たり御留意いただきますようお願いいたします。

記

- 有効期間の延長措置の対象となる方
有効期間が令和2年3月1日から令和3年2月28日までに満了する方

- 診断書について

次回更新時の診断書の要・不要についても、一律に1年間延長されます。

- 例① 有効期間R2.2.1～R3.1.31（1年目・次回診断書不要）の方
→有効期間R2.2.1～R4.1.31（1年目・次回診断書不要）
- 例② 有効期間R2.2.1～R3.1.31（2年目・次回診断書必要）の方
→有効期間R2.2.1～R4.1.31（2年目・次回診断書必要）

